

今月の経理情報

2004年2月

今回のテーマ： 3月決算の税制改正対応

3月決算で注意すべき税制改正のおもな内容は、つぎのとおりです。

改正内容	資本金1億円以下	資本金1億円超	要件
留保金課税	課税停止	-	負債(同族関係者からの負債を除く) 総資産 50%
受取配当金	一般株式等の受取配当金の益不算入割合 60%	-	-
少額減価償却資産	30万円未満の減価償却資産 全額損金算入	-	・法人税法上の大会社(資本金1億円超)の子会社等は除く
IT投資促進税制	一定のIT関連設備を取得した場合 税額控除(上限：法人税の20%)又は特別償却の選択適用		
	形態	取得価額・リース料総額	税額控除率 特別償却率
	取得	140万円以上 (ソフトウェア70万円以上)	10% 50%
	リース	200万円以上 (ソフトウェア100万円以上)	10% -
資本金3億円超の法人については600万円以上			
貸倒引当金	-	繰入率 「実績繰入率」のみ	-
交際費課税	400万円 支出交際費 いずれか少ない金額の 90%が損金算入	全額損金不算入	-
賞与引当金	完全廃止		-
中小企業の試験研究費の税額控除	税額控除額 = 試験研究費 × 15% (上限：法人税の 20%)	-	・法人税法上の大会社(資本金1億円超)の子会社等は除く ・青色申告法人
試験研究費の税額控除	税額控除額 = 試験研究費の額 × 控除率(上限：法人税の20%)		
	試験研究費割合	控除率	
	10%以上	12%	
	10%未満	10% + 試験研究費割合 × 0.2	
$\text{試験研究費割合} = \frac{\text{当期の試験研究費}}{\text{当期および過去3年の平均売上}}$			

お見逃しなく!

1. IT投資促進税制および試験研究費の税額控除のうち、法人税額から控除しきれない金額がある場合には、一定の要件のもとに1年間の繰越しができます。
2. 棚卸資産・固定資産の除却、債権放棄などは、事業年度内(3月末)までに処分手続きを行う必要があります。